

東京医科歯科大学医歯学研究支援センター illumina Genome Analyzer IIx 利用基準

平成 23 年 10 月 1 日

医歯学研究支援センター長 制定

(趣旨)

第 1 条 次世代型シーケンサーはヒトを含むあらゆる生物種の全ゲノム配列の決定、全エクソンの変異解析、トランスクリプトーム解析など様々な解析に応用されており、本学の研究者にとってもその利用の要望が高まってきている。本学医歯学研究支援センターに設置された次世代型シーケンサー illumina Genome Analyzer IIx (以下「GAIIx」という。)を研究者が広く有効に活用して成果が得られるようその利用基準を定める。

(設置場所)

第 2 条 GAIIx、cBot、データ解析用サーバー (以下「サーバー」という。)は 8 号館 5 階電気泳動室に設置する。

(利用申請)

第 3 条 GAIIx の利用申請は東京医科歯科大学に所属する教員 (以下「本学教員」という。)が行うものとする。

(利用手順)

第 4 条 GAIIx の利用を希望する場合、事前に利用申請書 (別紙様式 1) を提出しなければならない。医歯学研究支援センターで内容を確認の後、利用が許可されたら Web の専用予約フォームおよび機器前に常備する使用簿に使用日、期間等の必要記入事項を記載後に、cBot、GAIIx、サーバーを使用できるものとする。

(利用料金)

第 5 条 利用者は利用数に応じて別紙様式 2 に記された利用料金を支払うものとする。

(装置利用上の注意)

第 6 条 GAIIx 等の装置を利用する際には、次の各号に掲げる事項について注意すること。

- (1) cBot および GAIIx を使用する際は、Pre Wash、Post Wash を必ず行うこと。
- (2) サーバーの使用は GAIIx の利用申請が承諾された者に限る。
- (3) サーバーは、GA IIx 利用申請書に記載された解析内容以外の目的に使用することは認めない。
- (4) 全ての機器について、やむを得ない理由により利用が予約した期間を超える場合には、その旨必ず事前予約の使用終了日を越える前に、第 1 2 条に記す問い合わせ先に連絡すること。

(試薬代の負担について)

第 7 条 GAIIx のシーケンスに使用する全ての試薬 (サンプル調整キット、クラスター形成キッ

ト、シーケンスキットおよび作業に使用する消耗品)は原則として利用者が用意する。

(シーケンスデータの保管)

第8条 シーケンスデータの保管について、次の各号に掲げる事項に注意すること。

(1) シーケンス解析により得られた全てのデータは利用者が保管すること。

(2) 利用者はシーケンスまたは解析終了後できる限り速やかにサーバーからデータを移動させサーバー内の当該データは消去すること。

(3) 8号館5階電気泳動室に設置したサーバーは一次解析にのみ使用するものとし、各研究者の解析データの保存は認めない。

(4) サーバーの安定運用の観点から、サーバー内のデータは予告無く消去することがある。

(倫理委員会での承認が必要な試料の解析)

第9条 臨床サンプル等、倫理委員会での承認が必要な試料取扱いについて、以下の点について注意すること

臨床サンプルの解析が含まれる利用申請については、文部科学省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に従い、試料が法令の定める手続きと倫理規定を遵守して調整されたものであること、および利用者の所属する部局の倫理委員会において承認された研究課題に限る。

また、医歯学研究支援センターでは試料に関する一切の責任を負わない。なお、場合によっては利用申請時に倫理委員会の承認に関する書類の提出を求めることがある。

2 シーケンスおよび解析において、以下の点に注意すること

臨床サンプルなど倫理委員会での承認が必要な試料のシーケンスおよびデータの一次解析は、必ずシーケンサー・コントロールPC (Dell製)およびサーバーを外部ネットワークとは接続していない状態にしたうえで実施すること。また、シーケンスデータの移動、保管、一次解析を含む全てのデータの解析は倫理規定に準拠した管理方法に従って行うこと。医歯学研究支援センターでは利用者らのデータ保管に関する一切の責任を負わない。

(守秘義務)

第10条 医歯学研究支援センターは申請者の申請後から研究結果の開示(論文発表等)の期間において、申請書に記載された申請課題に対して守秘義務を遵守する。但し、申請数または使用したアプリケーションの種類等の情報を集計データとして使用することがある。

(その他の留意事項)

第11条 その他、次の各号に掲げることについて留意すること。

(1) 故障や不慮の事故の際には利用高に応じて費用を請求することがある。

(2) 機器に異常がある場合は、至急管理者へ連絡すること。

(3) 本利用規定への違反、その他不正使用が発覚した場合には、利用を禁止する。

(利用基準の改廃)

第12条 医歯学研究支援センターは必要に応じて本利用基準の改廃を行う。

(質問または相談)

第13条 解析方法の選択、使用する試薬、サンプル調整、Genome Analyzer IIx のオペレーション方法、データ解析等、シーケンスに関連する全ての事項についての質問または相談は、問い合わせ窓口に連絡すること。

附 則

この基準は平成23年10月1日から施行する。

問い合わせ先

東京医科歯科大学 難治疾患研究所 ゲノム解析室
谷本幸介

E-mail: ktani.nri@mri.tmd.ac.jp

別紙様式1

illumina GAllx (利用・利用変更) 申請書

平成 年 月 日

医歯学研究支援センター長 殿

利用責任者 (自署) 印

所属 分野

氏名 (身分)

連絡先 (内線) (携帯)

E-mail address :

下記のとおり高速シーケンサーを (利用・利用変更) したいので申請します。

研究課題				
利用期間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日			
利用 責任者	氏名	所属	身分	連絡先
利用者				
利用者				

解析する実験内容（スタートサンプルなど詳細に記述して下さい）

使用するアプリケーション

- A)組換え DNA 実験に該当する場合は、その承認番号 ()
- B)臨床サンプルを用いる場合の倫理委員会での承認の有無 (有 ・ 無)
有の場合は、承認番号 ()
- B)前処理でのコバリスの使用が必要ですか? (有 ・ 無)
- C)微量電気泳動装置は必要ですか? (有 ・ 無)
- D)ナノドロップに準ずる微量核酸測定装置は必要ですか? (有 ・ 無)
- E)プレート遠心機は必要ですか? (有 ・ 無)

*承認がおりた場合は、Web 予約システムを用いて、必ず使用日・期間を登録して下さい。

(Web 予約システムのアドレス <http://mycobacterium.tmd.ac.jp/groups/solexa2010/>)

利用承認書

平成 年 月 日付で上記の利用を許可します。

医歯学研究支援センター長

印

利用にあたっては下記に留意して下さい。

1. 利用者は別紙に定める利用基準に同意したものとみなします。
2. 利用責任者は本学教員とする。
3. 利用時には必ず Web および機器前に常備する使用簿に記入すること。
4. 装置の利用は申請した方に限る。
5. 機器に異常のある場合は、必ず医歯学研究支援センターに連絡すること。
6. 登録内容に変更が生じた場合は、利用登録申請書に必要事項と変更事項を記入し速やかに提出すること。
7. 本紙は、両面印刷の上、必要事項を記入して提出すること。
8. illumina 附属のサーバーデータは解析終了後、速やかに移動すること。
9. 当センターが上記条項への違反、その他不正使用を検知した場合には、利用を禁止する。

共通使用機器 使用料金（単位：円）

医歯学研究支援センター
疾患遺伝子部門

	一日
イルミナ社 Genome Analyzer IIx	1,000

以上